設 計 業 務 等 委 託 契 約 書

様式第８号(第3条関係)

１ 委託業務の名称

２ 契約番号 第 号

３ 委託業務の場所

４ 履行期間 　　年　　　月　　　日から

　　年　　　月　　　日まで

５ 業務委託料 金 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　金　　　　　　　　円）

６ 契約保証金 金 円

　 　　ただし、現　　金 　金 円

　　　　　　 　代用証券 　金 円

　上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における同意に基づいて、次の条項により公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

　上記の契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

　（本契約の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者の電子署名又はその合意を証する者の電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。）

　　　　　　年　　月　　日

発注者　　　　住所　奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸７７番地

氏名　黒滝村

黒滝村長 ㊞

受注者　　　　住所

氏名 ㊞

（総則）

第１条　受注者は、別冊の仕様書及び図面に基づき頭書の業務委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の履行期限までに頭書の委託業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

２　前項の仕様書及び図面に明示されていない事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第２条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承認を得たときは、この限りではない。

２　発注者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容を変更することができる。

（著作権）

第３条　この契約により生ずる著作権は発注者に帰属するものとする。

　（再委託等の禁止）

第４条　受注者は、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承認を得たときは、この限りではない。

（契約の保証）

第５条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

（１）契約保証金の納付

（２）契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

（３）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

（４）この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

（５）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、委託料の10分の1以上としなければならない。

３　第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

４　委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができるものとし、受注者は、保証の額の減額を請求することができるものとする。

［注］契約の保証を付さない場合はこの条を削除する。

　（業務内容の変更等）

第６条　発注者は、必要があるときは、業務内容を変更し、又は業務を一時中止することができるものとする。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

２　前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとし、その賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

　（履行期限の延長）

第７条　受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

　（損害負担）

第８条　業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰する事由による場合においては、この限りではない。

　（検査及び引渡し）

第９条　受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

２　発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に成果物について検査を行わなければならない。

３　受注者は、前項の検査の結果、不合格となり補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了報告書を提出し、再検査を受けなければならない。

４　第２項の規定は、前項の再検査の場合に準用する。

５　受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果物を発注者に引き渡すものとする。

　（履行遅滞における延滞金）

第１０条　受注者の責めに帰する事由により、履行期限までに業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して履行期限を延長することができる。

２　前項の損害金は、委託料に対して延長日数に応じて、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「政府契約における利率」という。）を乗じて算定した額とする。

　（委託料の支払）

第１１条　受注者は、第9条第5項の規定による当該成果物を発注者に引き渡したときは、発注者の指示する手続きに従って委託料の支払を請求するものとする。

２　発注者は、前項の請求を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

　（前払金）

第１２条　受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期間とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、委託料の10分の3以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

３　受注者は、委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

４　受注者は、委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の10分の5を超えるときは、受注者は、委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。

５　前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適正であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき超過額を定めるものとする。ただし、委託料が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知するものとする。

６　発注者は、受注者が第4項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じて、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「政府契約における利率」という。）を乗じて算定した額の遅延利息の支払を請求することができる。

　（保証契約の変更）

第１２条の２　受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

２　受注者は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

３　受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第１３条　受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（発注者の解除権）

第１４条　発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

（１）受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間又は履行期間後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）正当な理由なく業務に着手しないとき。

（３）契約の履行に関し不正な行為をしたとき。

（４）前3号のほか、受注者が契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

２　発注者は、受注者が、第19条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たときは、契約を解除することができる。

（契約が解除された場合等の違約金）

第１４条の２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額以上の額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

（１）　前条の規定によりこの契約が解除された場合

（２）　受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

（１）　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

（２）　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

（３）　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

３　第1項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

（その他の解除）

第１５条　発注者は、第14条に規定する場合のほか、契約の履行が終わらない間において特に必要があると認める場合は、契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

３　前項の損害額は、発注者と受注者とが協議してこれを定める。

（暴力団排除に係る解除）

第１６条　発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次のいずれかに該当するときは､この契約を解除することができる。

（１）役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

（２）暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が第1号から第5号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（７）この契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（８）この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

２　第14条の2の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（談合等による解除）

第１７条　発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１）公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

（３）公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

（４）受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

２　第14条の2の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（損害賠償の予定）

第１８条 受注者は、受注者（受注者を構成員とする事業者団体（独占禁止法第2条第2項に規定する団体をいう。）を含む。）又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して前条に該当したときは、委託料の10分の2に相当する額以上の額を賠償金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。当該契約を履行した後も同様とする。

２　前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につきなお請求することを妨げるものではない。

（受注者の解除権）

第１９条　受注者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

（１）第6条の規定により設計図書を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。

（２）第6条の規定による業務等の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務等の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務等が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（３）発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

２　受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除の効果）

第２０条　契約が解除された場合には、第1条第1項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

２　発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務等を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する請負代金額（以下「既履行部分契約額」という。）を受注者に支払わなければならない。

３　第2項に定める既履行部分契約額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

　（契約保証金の還付又は帰属）

第２１条　発注者は、次の各号の一に該当する場合においては、受注者に対し契約保証金を還付する。

（１）受注者が第9条第5項の規定による当該成果物の引渡しを完了したとき。

（２）発注者が第15条又は第19条の規定により契約を解除したとき。

２　発注者が第14条、第16条又は第17条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は村に帰属する。

　（秘密の保持）

第２２条　受注者は業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

　（業務の調査等）

第２３条　発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

　（契約外の事項）

第２４条　この契約書に定めのない事項、又はこの契約書の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。